

# 2026（令和8）年度

## 【夏休み限定】神戸市放課後児童クラブ（学童保育）入会のご案内

**集中申込期間：4月10日（金）～5月19日（火）**

上記以外でもお申込みは可能ですが、施設の入会可能な児童数などから、ご希望の施設をご案内できない場合があります。

新規入会については、まずは各クラブに  
お電話等でお問い合わせください。

近くの施設を探す



各種申請資料等については、神戸市ホームページからも  
入手できます。

入会手続・変更手続



わからない点は、神戸市ホームページの「よくある質問  
と回答」のページもご覧ください。

よくある質問と回答



### 入会申込に必要な提出書類

提出書類	提出先
<b>神戸市放課後児童クラブ入会申込書</b> <b>入会事由を確認できる書類</b> 【就労】就労証明書（原本） または事業経営届及び添付書類 <small>（添付書類例）：最新年度の確定申告書（第一表）の写し または（開業初年度のみ）開業届の写し 等</small> 【親族の看護・介護】診断書 【疾病・障害】診断書の写し・手帳等の写し 【産休】母子手帳の写し 【在学】在学証明書・授業カリキュラム <b>口座振替依頼書</b>	ご利用予定の放課後児童クラブ
<b>減免申請書（必要書類含む）</b>	〒650-0032 神戸市中央区伊藤町 111 神戸商工中金ビル 4 階 神戸市行政事務センター（学童保育担当）

# 2026（令和8）年度

## 【夏休み限定】神戸市放課後児童クラブ（学童保育）入会のご案内

2026（令和8）年度の【夏休み限定】神戸市放課後児童クラブ（学童保育）を下記の要領で開設します。入会ご希望の方は、この案内をよくお読みいただき、内容にご了解いただいたうえで、利用希望の児童館および学童保育コーナーへお申し込みください。

### 1. 放課後児童クラブ（学童保育）とは

保護者が働いているなど、放課後に大人の家族が家にいない小学生のために生活の場を提供しています。子育てと仕事の両立支援や、放課後における児童の健全育成を目的としています。

### 2. 対象となる児童

神戸市内に在住する小学校1年生から6年生までの児童で、次の（1）～（3）の要件を満たしていることが必要です。

- （1）保護者が働いている家庭、またはこれに準ずる家庭の児童
- （2）昼間、保護者（同居する父母や祖父母などを含む児童の面倒を見る人）がいない家庭の児童  
※夏休み限定学童受入については、午前のみ就労している家庭も対象
- （3）学校や家から施設に1人で来て1人で帰ることができ、排泄や食事が1人でできる児童

\* 小学校区によっては、児童館と学童保育コーナーにおいて、学年や住所により受け入れ児童を分けている場合があります。詳細は各放課後児童クラブ（以下、クラブ）にご確認ください。  
\* 前年度までに利用しており、その利用料で未納金がある家庭の児童はご利用できません。

入会事由	保護者の状況	入会可能期間
<b>就  労</b> * 自営を含みます	通勤時間を含め、放課後児童が帰宅する時間帯以降就労している	就労している期間 * 勤務内定の場合、入会后1か月以内に就労証明書の提出がない場合は、原則退所となります。
<b>親族の看護や介護</b>	親族の看護や介護をしており、その期間が1か月以上継続している	看護や介護を必要としなくなるまで
<b>疾病や障害</b>	病気や障害等により療養中であり、1か月以上の継続した入院や療養を必要とする	療養を必要としなくなるまで
<b>産  休</b>	産休中かつ出産前後の休養が必要であり、小学生の子どもを家庭で保育することが難しい	出産予定月とその前後2か月の計5か月 * 多胎児の場合は、出産予定月とその4か月前から
<b>在  学</b>	大学や大学院等に在学中であり、放課後児童が帰宅する時間帯に家庭におらず、児童を見守ることができない。	就学している期間

### 3. 開設施設

左記の URL から対象施設をご確認ください。

<https://www.city.kobe.lg.jp/a64411/kosodate/chiiki/jidokan/gakudo/natsuyasumi.html>

※現在ホームページでは令和7年11月時点のものを掲載しております。

二次募集施設は4月上旬に公開予定です。

※学童保育コーナーは、原則同校区内の児童が利用対象となります。



### 4. 開設期間

2026（令和8）年7月18日（土）～2026（令和8）年8月31日（月）

※ただし、日曜日、祝日を除きます。

#### 自然災害や感染症への対応

- ①クラブを利用中に気象警報が発表された場合、
  - 学童開所時間前に警報が発表 → 閉所します。
  - 学童開所後、開所時間中に警報が発表 → 引き続き学童保育を実施します。
  - 警報が発表後の利用、および自由来館での利用はできません。
- ②特別警報発表時や公共交通機関が運休している場合などは閉所となる場合もあります。
- ③インフルエンザや新型コロナがクラブ内で多数発症した場合、一定期間クラブを閉所する場合があります。閉所中は自宅待機してください。開設していても、児童がインフルエンザや新型コロナにかかった場合は、自宅待機をお願いします。

### 5. 実施時間

8時から17時（延長は19時まで）

\*延長利用の場合、延長終了時刻までに、必ず迎えに来てください。

\*原則、お弁当をご持参ください。

## 6. 利用料、おやつ代、ICT システム料

クラブの利用には次の料金が必要です。いずれも口座から引落とします。

基本利用料と延長利用料は神戸市あて、おやつ代と ICT システム料は各施設あてに納入してください。また、毎月引落日の1日前までに口座の残高を不足がないようにしておいてください。おやつ代の詳細については、各クラブにお問い合わせください。なお、今後、利用料等が変更となる場合は、事前にご案内いたしますので、市が定めた利用料等をお支払いください。

費 目	納入額	納入先	引落日
基本利用料	月額 4,500 円	神戸市	毎月末日 * 当月分を引落とします。
延長利用料 (17 時～18 時)	月額 1,500 円		
延長利用料 (17 時～19 時)	月額 3,000 円		
おやつ代	月額 1,500 円	各クラブ	各クラブによって異なります
ICT システム料	各クラブによって異なります		

\* 上記利用料は7月・8月それぞれ発生します。

\* クラブでは毎日おやつを用意します。上記のおやつ代を毎月の指定された日までに各クラブに納入してください。なお、おやつ代の一部を「お誕生会」などの経費に充てることもあります。

\* 基本利用料と延長利用料は、日割り計算はしていません。登録期間が1日でもあれば、施設を利用しなくてもその月の利用料が発生します。

\* 延長利用の変更がある場合は、必ず変更する前月末までに利用変更届を施設に提出してください。

\* 8月の利用を取りやめたい場合は7月末までに休会の届出をご提出ください。

\* 原則8月末をもって退会となります。夏休み以降も継続して学童利用を希望される場合は、利用継続届をご提出ください。

\* 口座取引が始まるまでは、お渡しする納付書を使って指定された金融機関で納入してください。

\* 口座から引落としができなかった場合は、再度引落としすることができません。お渡しする納付書を使って指定された金融機関で納入してください。

\* 過誤納や減免による還付が発生した場合は、市が発生を認識してから3か月以内に返金します。

### ■ ICT システム (来退所管理システム)

児童の出欠管理や保護者への連絡をより円滑に行うことを目的に、連絡帳に代わり、クラブでは ICT システムの導入を進めています。ICT システムを導入しているクラブに入会する場合、システム利用の登録をお願いします。

また、クラブが利用するシステムの仕様により、利用料等が発生する場合があります。利用料の詳細は、各クラブにお問い合わせください。

## 7. 減免制度

基本利用料と延長利用料には減免制度があります。減免申請書や利用料減免制度の案内は、各クラブに用意してあります。また、神戸市ホームページでも案内しています。

<https://www.city.kobe.lg.jp/a64411/kosodate/chiiki/jidokan/gakudo/genmen.html>

減免区分	金額
生活保護受給世帯	全額免除 * 月額 0 円
市民税非課税世帯かつ母子・父子家庭	全額免除 * 月額 0 円
里親委託の受託世帯	全額免除 * 月額 0 円
所得税非課税世帯 平成 22 年度税制改正前の扶養控除を 適用した場合に非課税扱いになる世帯を含む	半額免除 * 基本利用料 2,250 円 * 延長利用料/18 時まで 750 円 * 延長利用料/19 時まで 1,500 円

- \* 減免の要件に該当する場合は、減免申請書と必要書類を神戸市行政事務センター(P.5)あてに郵送してください。夏休み限定学童は、電子申請の対象外となります。
- \* おやつ代と ICT システム料は、減免制度の対象ではありません。
- \* 減免区分に応じて、申請時に必要書類があります。詳細は制度の案内をご覧ください。
- \* 利用料減免の申請は毎年必要です。
- \* 年度途中から減免該当世帯になった場合は、減免事由が発生した翌月から適用となります。
- \* 減免の要件に該当しなくなった場合は、神戸市行政事務センターに届けてください。
- \* 就労先が変わった場合は、新たな就労証明書を施設あてに必ずご提出ください。
- \* 各クラブや入会条件により、追加で書類を求められる場合があります。

## 8. 同意事項

### ■ 手続き関連

- (1) 入会申込をいただいてから、実際にご利用いただけるのは入会承諾通知書がクラブへ届いた日以降となりますのでご了承ください。なお、入会承諾までは書類審査等で2週間以上、お時間をいただいています。
- (2) 申込みが少ない場合、学童保育施設によっては、開設しないこともあります。
- (3) ご利用中のクラブの利用者数が増えた場合、学年や地域で割り振りを行ったうえで、申請したクラブとは別の、近隣のクラブへの変更をお願いする場合があります。
- (4) 神戸市立のクラブを利用する児童は全員、傷害保険への加入が義務付けられています。加入の際に保険会社に加入者の情報を提供することをご了承ください。なお、保険加入手続以外に保険会社が個人情報を取り扱うことはありません。

### ■ 事故や病気などの緊急事態

- (1) クラブで事故や発病、トラブルなどの緊急事態が発生した場合、電話で連絡します。その際には適宜ご対応いただき、必要な際はすみやかに迎えに来てください。
- (2) 施設への行き帰りを含むクラブで生じた事故については、傷害保険（スポーツ安全保険）を適用します。なお、内容により全額を補填できない場合があります。
- (3) クラブの管理下でない行動中に生じた事故や発病、児童の責めに帰すべき事故については、神戸市およびクラブは責任を負いません。

### ■ 制限などを伴う事項

- (1) 夏休み途中で離職や転居などにより入会要件を満たさなくなった場合には、施設あてに必ず退会を届け出てください。退会のお届けもなく、入会要件を確認できない場合や1か月以上無断欠席が続く場合、申込時の登録情報に虚偽のある場合には、退会となる場合があります。
- (2) 利用料・おやつ代・ICTシステム料の滞納がある場合、翌年度4月1日以降の継続利用・再入会・兄弟姉妹の入会はできません。
- (3) 本案内で定めたサービス（利用料等を含む）内容は、変更となる可能性があります。変更となる場合には、事前にご案内いたしますので、あらかじめご了解ください。
- (4) 夏休み途中でも正当な理由なく利用料・おやつ代・ICTシステム料を滞納した場合、退会となる場合があります。
- (5) 市及び施設が定めたルールに違反したり、集団生活を営むうえで著しく支障のある場合等、児童の行為によりクラブの運営上著しい支障があると市が認めた場合には、入会の承諾を取り消し、児童が退会となる場合があります。
- (6) 保護者による他の保護者や施設ならびに職員に対する誹謗、中傷、その他社会的相当性を逸脱する行為について、クラブの運営上著しく支障があると市が認めた場合には、入会の承諾を取り消し、児童が退会となる場合があります。

## 保護者のみなさまへのお願い

- ◆ 緊急連絡先など、登録情報に変更があった場合には、必ず利用変更届を届け出てください。
- ◆ お子さまがクラブを休む場合には、必ず事前に連絡してください。
- ◆ 保護者の方が就労していない日や時間は、学童保育をお休みいただき、可能な限り家庭内保育をしてください。
- ◆ クラブでは入会にあたって説明会を開催しますので、必ず出席してください。  
また、随時個別面談や保護者会等を開催しますので、できるだけ出席してください。
- ◆ お子さまに配慮した保育を実施するため、お子さまの特性に関する情報（身体障害者手帳、療育手帳、医師の診断書、専門機関の判定書、特別児童扶養手当証書、ネットワークプラン、サポートブック等）をお持ちの場合は、入会申込書類とあわせてご提出ください。
- ◆ お子さまの育成に関する適切な支援のため、児童の活動状況やトラブル発生時の概要、特性等に関する情報について、クラブまたは市が、小学校・保育所等の関係機関から提供を受け、または関係機関に対して提供する場合がありますので、ご了承いただきますようお願いいたします。
- ◆ 神戸市の公設学童保育は、指定管理者によって管理運営されています。  
指定管理者制度の詳細は、神戸市ホームページでご確認ください。



公の施設の  
指定管理者制度

## お問い合わせ先

### ●クラブの利用に関することは……

お近くの各放課後児童クラブ



近くの施設を探す

### ●申請手続や利用料の減免に関する事などは……

神戸市行政事務センター（学童保育担当）

078-381-5533（平日 8:45 ～ 17:30） FAX：078-381-6675

### ●制度のことは……

神戸市お問い合わせセンター

0570-083-330 または 078-333-3330

（年中無休 8:00 ～ 21:00）



メールフォーム